

令和6年度診療報酬改定率に対する 日本歯科医師会並びに日本歯科医師連盟の見解

令和6年度診療報酬改定率が本日12月20日の財務・厚生労働大臣折衝を踏まえて、診療報酬本体で+0.88%と発表されました。そのうち、医療に活用できる改定財源は+0.46%であり、歯科への配分率は+0.57%でした。厳しい財政状況の中で一定の財源を確保頂いたことは評価ができると考えています。

なお、前回の本体改定率は+0.43%で、その改定財源の中には目的を限定した対応が含まれ、最終的に医療に活用できる改定財源は+0.23%となり、歯科のみでは+0.29%と大変厳しいものでした。今回も前回同様、「看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の賃上げ」や「入院時の食費基準額の引き上げ」といった目的を限定した対応が含まれ、医療に活用できる改定財源は+0.46%ですが、その中にも、40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師等の賃上げに資する措置分が含まれています。前回は上回る結果でありましたが、本改定の基本的指針に重点課題として示されている、物価高騰・賃金上昇に対する恒常的な取り組みを進めるためには十分とは言えない結果と受け止めています。

更に、薬価改定等は▲1.00%であり、過去4回の改定に引き続き「ネットマイナス改定」となったことは、求められている安心・安全で質の高い歯科医療を円滑に提供する視点からも大きな問題です。今後も引き続き取り組まねばならない歯科が抱える様々な課題に対し、しっかりと対応できる応分の改定財源を求めてきました。今改定においても、健全な経営並びに医療の質を確保するためにも、薬価引き下げ財源は診療報酬本体に全額充てることを引き続き訴えていきたいと思えます。

また、この度の診療報酬改定にあたり、医療経済実態調査の結果を踏まえ、感染防止対策、物価高騰に伴う光熱費や材料費等の負担増、そして歯科衛生士をはじめとするデンタルスタッフ等の賃金上昇への対応など、歯科診療所等の依然とした厳しい経営状況を訴え、大幅なプラス改定を繰り返し要望してきたところで

す。その結果として、前回は上回る本体プラス改定であったことに対して、厳しい財政状況の中で、深いご理解とご支援の下、各方面との調整並びに財源確保にご尽力いただいた国会議員の皆様をはじめ、多くの関係各位に深く感謝申し上げます。

引き続き、歯科医療の充実により健康寿命の延伸をはかり、「健康長寿社会の実現」に貢献してまいります。

今後は現在継続している診療報酬改定議論に最後まで丁寧に取り組み、限られた財源ではありますが、国民の健康の維持・向上のために最大限に活用し期待に応えて参りたいと考えます。